

株式会社マネジメントセンター
〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 97-2
MSKビル 2F
TEL029-246-4671 FAX029-246-4672
URL : <http://www.isommc.com/>



編集責任者
松本幸雄

偕楽園の梅もだいぶ花が咲いてきて、観梅も多くのお客がおとずれています。いよいよ春到来という季節ですね。外出を増やす良い季節です。



7つの習慣1:主体性を発揮する

それでは、前回に引き続きコヴィー氏の7つの習慣で、私的にも公的にも成功する人生を送ることができるのかを、最初の習慣である「主体性を発揮する」について検討していきたいと思えます。

(1) 自己責任の原則

コヴィー氏は「今、我々の元に発生している問題の原因が自分の外にあると考えるならば、その考えこそ問題だ。」と言っています。その理由は、外部からある刺激があった場合に、どのように反応するかはその個人の自由であるからです。我々は、外部からの刺激に対して自覚・想像力・良心・自由意志という動物にはない独特の性質があり選択の自由があります。

(2) 人生の責任を引き受ける

上記の選択の自由を発見したことにより、人間性を発揮することができるわけです。この主体性を発揮するという意味は、「人間として自分の人生に対する責任をとるということ」になります。

これは、自分の感情を自分の価値観に従わせることが可能であるという意味です。そうでない人は、天気が良いときは気分がいいが、天気が悪ければ気分が悪くなります。そのような人を見ると子供っぽいと誰しもが思いますが、我々は似たようなことを行動をとっているのです。

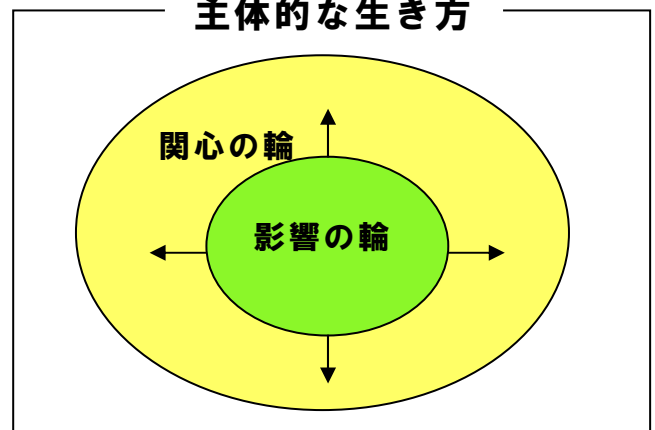
だから、「自分の身に何が起こるかが問題なのではなく、それにどう反応するかが問題なのだ」とコヴィー氏は述べています。例え肉体的・経済的にダメージを受けたとしても人格まで害される必要はないということになります。

(3) 頭と率先力を使う

人間の本来の姿は、周囲の状況に左右されず、その状況に作用を及ぼすことです。これは、自分自身をとりまく状況そのものを自分で作り出

すことができるという意味になります。その為に必要な事は、頭と率先力を使って自分の希望する未来を作り出す「努力」をすることが有効となります。

主体的な生き方



(4) 言葉が自己達成予言になる

我々が話す言葉で、その人の主体性がわかります。例えば、「僕はそういう人間なんだよ。生まれつきそうだから変えられない。」とか「それはできない。時間がないんだ。」などと言う言葉が多い人は、反動的な人であるとコヴィー氏は言っています。反対に、「他のやり方が選択できる。」とか「そうすることに決めた。」などの言葉を使う人は主体的な人であると述べています。その人の使う言葉がその人の未来を決めているというわけです。だから、言葉は大変重要です。

(5) 自分のコントロールできる事に集中

主体的な人は、自分がコントロールできること、すなわち自分の考え方や行動に集中して、積極的なエネルギーを生み出します。それによって図のように影響の輪を拡大して関心のあることをコントロールしています。反対に反動的な人は、自分のコントロールできない他人や外界に集中して、影響の輪を縮めており、周囲に影響されて従属的な生き方をしています。

(担当：松本)

介護・運輸・情報業界に朗報! 奨励金制度の延長決定!

昨年より多くの中小企業や介護施設様に活用されてきました『研修の奨励金制度』が、この度26年3月末まで申し込み期間が延長されました！このチャンスを逃さず、是非ご活用下さい！

(1) 研修奨励金制度の概要

下記の業種に当てはまっている企業や施設では、社員や職員に対して行った研修にかかる費用が、年間一人20万円まで事前申請することができます。

【健康・環境・農林漁業分野などの事業者】

- ◆医療・福祉、運輸業、情報通信業、廃棄物処理業
 - ◆スポーツ・健康教授業（スミダスクール など）etc
- その他詳細はお問い合わせください！

社員研修に、1人20万円（年間）まで支給！

正規社員・非正規社員への対応も可能！

（担当：渡邊）

(2) 研修の具体的な内容

- 介護分野のリスクマネジメント研修
- 運輸業の安全マネジメントシステム導入研修
- 情報分野の情報セキュリティの仕組み導入研修

(3) 社員研修の効果

- ◆社員のスキルアップや年間教育に最適！
- ◆『正規社員』だけでなく、『非正規社員』（有期雇用社員）への奨励金制度も活用出来ます！

(4) 問合せ先

問合せ又は資料請求などは、下記までご連絡下さい！

株式会社マネジメントセンター 担当：渡邊孝行
TEL029-246-4671 FAX029-246-4672

介護施設の
研修風景



「小型家電リサイクル法」が施行されます



「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が、平成25年4月1日に施行される予定です。

1. 小型家電リサイクル法とは

(1) 法律の目的

使用済の小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされていないことへの対応として、貴重な資源を回収し、再資源化を促進させる。

(2) 事業者が行なうこと

使用済小型家電を市区町村や、認定事業者など、再資源化を適切に実施し得る者に引き渡す必要があります。



2. 使用済小型家電とは

対象となる小型家電は以下のようなものです。

- ・携帯電話端末／PHS 端末
- ・デジタルカメラ／ビデオカメラ
- ・デジタルオーディオプレーヤー
- ・ヘアドライヤー／電気かみそり など

3. 具体的な対応

回収方法などは、自治体により異なりますので、所在地の回収方法に従って引渡しを行う必要があります。

詳細は、環境省のHPを参照ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/index.html>

I S O 9 0 0 1
I S O 1 4 0 0 1
O H S A S 1 8 0 0 1
I S O 2 2 0 0 0
I S O 2 7 0 0 1
P マーク (JIS Q 15001)

経 営 戦 略
事 業 計 画
営 業 計 画 ・ 売 上 利 益 計 画
介 護 事 業 経 営 支 援
マ ー ケ テ ィ ン グ 戦 略

業 務 改 善
問 題 解 決 力
目 標 管 理 ・ リ ー ダ シ ッ プ
営 業 の ポ イ ン ト
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン
介 護 職 員 研 修

配布がご不要の方は、失礼いたしました。下記にご一報頂ければ配布の停止をさせていただきます。

TEL : 029-246-4671 FAX : 029-246-4672 E-mail : info@isommc.com